

随 意 契 約 結 果 表

担当課名	I C T 推 進 課
案件名	NLP 装 置 保 守
案件の概要	NLP (H28 年 度 導 入 分) に 係 る ハ ー ド 保 守 業 務 委 託。
随意契約の種類	単 独 随 意 契 約
契約年月日	令 和 2 年 4 月 1 日
契約相手方	富 士 通 株 式 会 社 神 戸 支 社
契約金額	1,320,000 円
契約期間	令 和 2 年 4 月 1 日 から 令 和 3 年 3 月 31 日 まで
随意契約とした理由	使 用 し て い る NLP (日 本 語 ラ イ ン プ リ ン タ) 機 器 は 富 士 通 製 品 で あり、製 造 元 で あり 富 士 通 株 式 会 社 以 外 が 作 業 を 行 う こ と は 困 難 で あり ため。
随意契約とした法令根拠	地 方 自 治 法 施 行 令 第 167 条 の 2 第 1 項 第 2 号 の 規 定 に よ る。(そ の 性 質 ま た は 目 的 が 競 争 入 札 に 適 し ない も の)

随 意 契 約 結 果 表

担当課名	I C T 推 進 課
案件名	新財務会計システム保守（ハードウェア及びパッケージ保守）
案件の概要	財務会計システム機器等に係るハード及びソフト保守業務委託。障害対応及び定期保守等。
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和 2 年 4 月 1 日
契約相手方	富士通株式会社 神戸支社
契約金額	1,930,764 円
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
随意契約とした理由	本システムは富士通株式会社が開発したものであり、システム及び機器設定を熟知している富士通株式会社以外が作業を行うことは困難であるため。
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。（その性質または目的が競争入札に適しないもの）

随 意 契 約 結 果 表

担当課名	I C T 推 進 課
案件名	新財務会計システム維持メンテナンス（ソフトウェア）
案件の概要	財務会計システム維持メンテナンス保守（ソフトウェア）業務委託。Q/A 対応やパッケージレベルアップ対応等。
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和 2 年 4 月 1 日
契約相手方	富士通株式会社 神戸支社
契約金額	1,980,000 円
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
随意契約とした理由	本システムは富士通株式会社が開発したものであり、システム及び機器設定を熟知している富士通株式会社以外が作業を行うことは困難であるため。
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。（その性質または目的が競争入札に適しないもの）

随 意 契 約 結 果 表

担当課名	I C T 推 進 課
案件名	ネットワーク関連システム保守
案件の概要	庁内 FW システムや出先機関ネットワーク機器、無線 LAN 機器、番号制度に伴うネットワーク等に係る保守業務委託。
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和 2 年 4 月 1 日
契約相手方	富士通株式会社 神戸支社
契約金額	6,027,626 円
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
随意契約とした理由	当該契約の対象である庁内 FW システムや出先機関ネットワーク機器、無線 LAN 機器、番号制度に伴うネットワーク等は富士通株式会社が構築・設定しており、機器内容を熟知している富士通株式会社以外が作業を行うことは困難であるため。
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。(その性質または目的が競争入札に適しないもの)

随 意 契 約 結 果 表

担当課名	I C T 推 進 課
案件名	住基ネットワーク関連機器保守
案件の概要	住基ネットワークシステム、住民基本台帳ネットワーク維持管理経費に係る保守業務委託。
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和 2 年 4 月 1 日
契約相手方	富士通株式会社 神戸支社
契約金額	3,517,690 円
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
随意契約とした理由	住民基本台帳ネットワークシステムは、富士通株式会社が開発し、機器及びシステムのメンテナンス業務を行っている。当該システムを安全かつ円滑に運用するために、システム及び機器設定を熟知している富士通株式会社以外が作業を行うことは困難であるため。
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。(その性質または目的が競争入札に適しないもの)

随 意 契 約 結 果 表

担当課名	I C T 推 進 課
案件名	滞納整理システム保守
案件の概要	滞納整理システム THINK TAX に係る保守業務委託。
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和 2 年 4 月 1 日
契約相手方	行政システム株式会社 大阪支店
契約金額	1,795,200 円
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
随意契約とした理由	本件の対象システムは、平成 27 年度に行政システム株式会社から導入し、システム保守の対応を行ってきたが、システムの導入元である業者以外との契約が困難であるため
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。(その性質または目的が競争入札に適しないもの)

随 意 契 約 結 果 表

担当課名	I C T 推 進 課
案件名	基幹系システム機器保守（ハードウェア・ソフトウェア）
案件の概要	Acrocity システム機器に係る保守業務委託。
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和 2 年 4 月 1 日
契約相手方	行政システム株式会社 大阪支店
契約金額	4,637,248 円
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 11 月 30 日まで
随意契約とした理由	基幹系システムである Acrocity のハードウェア及びソフトウェアは、行政システム株式会社が開発し、メンテナンス業務を行っている。当該システムでの障害発生時の原因切り分けなど緊急時に安全かつ迅速に作業を行うためには、窓口を一本化し SE と CE との連携を図ることが不可欠であるため。
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。（その性質または目的が競争入札に適しないもの）

随意契約結果表

担当課名	I C T 推進課
案件名	番号連携サーバ保守
案件の概要	番号連携サーバ保守の業務委託。
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和 2 年 4 月 1 日
契約相手方	行政システム株式会社 大阪支店
契約金額	1,485,528 円
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
随意契約とした理由	平成 27 年度に導入した番号連携サーバは行政システム株式会社から導入した製品であり、機器設定を熟知している行政システム株式会社以外が作業を行うことは困難であるため。
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。(その性質または目的が競争入札に適しないもの)

随 意 契 約 結 果 表

担当課名	I C T 推 進 課
案件名	基幹系システム制度改正等プログラム適応保守
案件の概要	基幹系システムである Acrocity の制度改正等プログラムを適用するための委託
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和 2 年 4 月 1 日
契約相手方	行政システム株式会社 大阪支店
契約金額	16,500,000 円
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
随意契約とした理由	平成 27 年度に導入した現行の基幹系システムは行政システム株式会社から導入した製品であり、プログラム環境を熟知している行政システム株式会社以外が作業を行うことは困難であるため。
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。(その性質または目的が競争入札に適しないもの)

随 意 契 約 結 果 表

担当課名	I C T 推 進 課
案件名	二要素認証システム保守
案件の概要	二要素認証システムに係る保守業務委託。
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和 2 年 4 月 1 日
契約相手方	株式会社大塚商会 神戸支店
契約金額	1,025,420 円
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
随意契約とした理由	本システムは、株式会社大塚商会が構築・設定したものであり、機器及びシステムのメンテナンス業務を行っている。今後も安全かつ円滑に運用するためには、システム及び機器設定を熟知している株式会社大塚商会以外が作業を行うことは困難であるため。
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。（その性質または目的が競争入札に適しないもの）

随 意 契 約 結 果 表

担当課名	I C T 推 進 課
案件名	インターネット仮想化システム保守
案件の概要	インターネット仮想化システムに係る保守業務委託。
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和 2 年 4 月 1 日
契約相手方	株式会社大塚商会 神戸支店
契約金額	5,181,627 円
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
随意契約とした理由	本システムは、株式会社大塚商会が構築・設定したものであり、機器及びシステムのメンテナンス業務を行っている。今後も安全かつ円滑に運用するためには、システム及び機器設定を熟知している株式会社大塚商会以外が作業を行うことは困難であるため。
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。(その性質または目的が競争入札に適しないもの)

随 意 契 約 結 果 表

担当課名	I C T 推 進 課
案件名	ファイル転送システム保守
案件の概要	ファイル転送システム（基幹系⇔情報系）に係る保守業務委託。
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和 2 年 4 月 1 日
契約相手方	株式会社大塚商会 神戸支店
契約金額	1,157,948 円
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
随意契約とした理由	本システムは、株式会社大塚商会が構築・設定したものであり、機器及びシステムのメンテナンス業務を行っている。今後も安全かつ円滑に運用するためには、システム及び機器設定を熟知している株式会社大塚商会以外が作業を行うことは困難であるため。
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。（その性質または目的が競争入札に適しないもの）

随 意 契 約 結 果 表

担当課名	I C T 推 進 課
案件名	グ ル ー プ ウ ェ ア 保 守
案件の概要	グ ル ー プ ウ ェ ア に 係 る 保 守 業 務 委 託。
随意契約の種類	単 独 随 意 契 約
契約年月日	令 和 2 年 4 月 1 日
契約相手方	株 式 会 社 大 塚 商 会 神 戸 支 店
契約金額	1,980,000 円
契約期間	令 和 2 年 4 月 1 日 から 令 和 3 年 3 月 31 日 まで
随意契約とした理由	本システムは、株式会社大塚商会が構築・設定したものであり、機器及びシステムのメンテナンス業務を行っている。今後も安全かつ円滑に運用するためには、システム及び機器設定を熟知している株式会社大塚商会以外が作業を行うことは困難であるため。
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。（その性質または目的が競争入札に適しないもの）

随 意 契 約 結 果 表

担当課名	I C T 推 進 課
案件名	P C セキュリティシステム保守
案件の概要	パソコンセキュリティシステムに係るソフト保守業務委託。
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和 2 年 4 月 1 日
契約相手方	株式会社富士通エフサス 西日本本部 神戸支社
契約金額	2,319,240 円
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
随意契約とした理由	本システム保守については、導入元である株式会社富士通エフサスが機器及びシステムのメンテナンス業務を行っている。今後も安全かつ円滑に運用するためには、システム及び機器設定を熟知している株式会社富士通エフサス以外が機器保守作業を行うことは困難であるため。
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。(その性質または目的が競争入札に適しないもの)

随 意 契 約 結 果 表

担当課名	I C T 推 進 課
案件名	地域イントラネットワーク機器保守
案件の概要	地域イントラネットワークの保守業務委託。
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和 2 年 4 月 1 日
契約相手方	日本電気株式会社 神戸支社
契約金額	2,599,080 円
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
随意契約とした理由	本ネットワークシステムは、日本電気株式会社が構築・設定したものであり、機器及びシステムのメンテナンス業務を行っている。今後も安全かつ円滑に運用するためには、システム及び機器設定を熟知している日本電気株式会社以外が作業を行うことは困難であるため。
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。(その性質または目的が競争入札に適しないもの)

随意契約結果表

担当課名	I C T 推進課
案件名	RPA ライセンス調達・継続サポート
案件の概要	RPA ライセンス調達及び継続的なサポートに係る業務委託
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和 2 年 4 月 1 日
契約相手方	西日本電信電話株式会社 兵庫支店
契約金額	3,157,000 円
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
随意契約とした理由	RPA は、西日本電信電話株式会社がライセンス導入を行い、シナリオ作成・修正等のサポートを実施している。今後も継続して本 RPA を運用するためには、導入を行った西日本電信電話株式会社以外がサポートを行うことは困難であるため。
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。(その性質または目的が競争入札に適しないもの)